

9 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第 111 号を発行させていただきます。

少しずつ朝夕涼しくなり過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続きますので、体調を崩さないように気をつけてください。

今月は、実家のお墓参りに和歌山県田辺市に出向いた際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、關鷄（とうけい）神社の本殿です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税のインボイス制度** **について その4、パワハラによる損害賠償金の税金** **について** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税のインボイス制度 について その4

先月号に引き続き消費税のインボイス制度について説明させていただきます。

今回も引き続き、インボイス制度に登録した事業者の方が、インボイス制度が始まった後にどのような請求書を作成しないといけないかについてお伝えできればと思います。



(写真は、關鷄神社の境内です)

適格請求書の記載事項

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

Point

取引先コードによる記載

○適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、

①登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており

②買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合

には、請求書等取引先コードなどを記載することで、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書 XX年9月30日
△△商事(株)

(株)〇〇御中

取引先コード C016

9月分 131,200円

日付	品名	金額
8月1日	魚 *	5,000円
8月1日	豚肉 *	10,000円
8月2日	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う



(写真は、關鶏神社の鳥居です)

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

○適格請求書保存方式においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%（税込み場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。

○したがって、適格請求書の記載事項である「税率ご

とに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①③】。

*端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

*例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

XX年9月30日

(株)△△

請求金額(税込) 60,197円

(T123…)

*は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
9月2日	トマト *	83	167	13,861	(注) —
9月2日	ピーマン *	197	67	13,199	—
9月15日	花	57	77	4,389	—
9月15日	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

端数処理

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

上記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

行ごとに端数処理

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
9月2日	トマト *	83	167	13,861	1,108
9月2日	ピーマン *	197	67	13,199	1,055
9月15日	花	57	77	4,389	438
9月15日	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

× 合算

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

XX年9月30日

(株)△△

請求金額(税込) 60,195円

(T123…)

*は軽減税率対象

行ごとに端数処理

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
9月2日	トマト*	83	167	13,861	1,108	14,969
9月2日	ピーマン*	197	67	13,199	1,055	14,254
9月15日	花	57	77	4,389	438	4,827
9月15日	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223		2,164
10%対象税込計(内税)				30,972		2,815

端数処理

上記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、**税込金額を算出するために、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意**です(適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。)

また、**前頁【例②：認められない例】(税抜金額を基に消費税額を計算する場合)と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。**

市販の請求書ソフトを使用されている事業者は、そのソフトをインボイス制度対応にバージョンアップなどしていただいたら対応できるので、大丈夫かと思えます。エクセルで請求書などを作成されている事業者は、インボイス制度に対応できるように請求書のひな形を作成し直す必要が出てきます。

今回は、売手・買手それぞれの留意点についてご紹介させていただきます。

【参考文献】

・国税庁発行 適格請求書等保存方式の概要 — インボイス制度の理解のために —



(写真は、蟻通(ありとおし)神社の鳥居です)

3 パワハラによる損害賠償金の税金 について

今年4月1日から中小企業に対しても「職場のパワーハラスメント防止措置」が義務化されたこともあり、パワハラにて被害者に損害賠償金が支払われる際の税金についてご紹介させていただきます。

加害者から損害賠償金などを受け取った時

被害者が治療費、慰謝料、損害賠償金などを受け取った時は、これらの損害賠償金等は**非課税**となります。

パワハラが発生した場合に、部下(被害者)が上司(加害者)と会社を、民法上の不法行為や使用者責任等で訴え、損害賠償請求することも考えられる。裁判で請求が認められた場合、会社から支払われた損害賠償金は、通常、**給与課税されない**という。

パワハラにより被害者が損害賠償金を受け取った場合非課税となりますが、では非課税となる損害賠償金などはどのようなものがあるのかをご説明させていただきます。

非課税となる損害賠償金等

1 心身に加えられた損害について支払を受ける慰謝料など

具体的には、事故による負傷について受ける治療費や慰謝料、それに負傷して働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などです。上記のパワハラによる損害賠償金は、これに該当します。

ただし、治療費として受け取った金額は、医療費を

補填する金額であるため、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から差し引くこととなります。しかし、その医療費を補填し、なお余りがあっても他の医療費から差し引く必要はありません。

2 不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金など

具体的には、事故による車両の破損について受ける損害賠償金などです。

しかし、損害を受けた資産が事業用の資産の場合、次のようなケースでは注意が必要です。

- (1) 商品の配送中の事故で使いものにならなくなった商品について損害賠償金を受け取ったケース

棚卸資産の損害に対する損害賠償金などは、収入金額に代わる性質を持つものであり、非課税とはならず、事業所得の収入金額となります。

- (2) 車両が店舗に飛び込んで損害を受けた場合で、その店舗の補修期間中に仮店舗を賃借するときの賃借料の補填として損害賠償金を受け取ったケース

その損害賠償金などは、必要経費に算入される金額を補填するためのものであり、非課税とはならず、事業所得の収入金額となります。

- (3) 事故により事業用の車両を廃車とする場合で、その車両の損害について損害補償金を受け取ったケース

車両の損害に対する損害賠償金などは非課税となります。ただし、車両について資産損失の金額を計算する場合は、損失額から損害賠償金などによって補填される部分の金額を差し引いて計算します。なお、この場合、損害賠償金などの金額がその損失額を超えたとしても、全額が非課税となります。

3 心身または資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金

非課税となる見舞金は、社会通念上それにふさわしい金額のものに限られます。また、収入金額に代わる性質を持つものや役務の対価となる性質を持つもの

のは、非課税所得から除かれます。

今回は損害賠償金を受け取る側の税金について説明させていただきましたが、次回以降に支払う側についてもご紹介させていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・週刊税務通信No.3713 パワハラによる損害賠償金と給与課税
- ・国税庁 HP タックスアンサーNo.1700 加害者から治療費、慰謝料及び損害賠償金を受け取ったとき



(写真は、蟻通神社の境内です)

4 編集後記

運動不足がずっと気になっていたのですが、今年3月末ぐらいから、ウォーキング&ジョギングを続けております。続けていると汗をかくのが気持ちよくなり続けられているのかなと思っております。

運動不足解消とダイエットでただただウォーキング&ジョギングしているのも楽しみがないので、動くことでポイントなどが貯まるスマホで使えるアプリ（トリマとMiles）を先月にインストールしてみました。貯めたポイントをAmazonのギフトカードや楽天市場で使える楽天ポイントに交換できるようなので、とりあえずは交換できるまでは試してみようかと思っています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。